

食品安全委員会鉛ワーキンググループ

(第1回) 議事録

1. 日時 令和元年5月16日(木) 10:00～10:20

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 専門委員紹介
- (2) ワーキンググループの運営等について
- (3) 座長の選出・座長代理の指名
- (4) 2019年度食品安全委員会運営計画について
- (5) その他

4. 出席者

(専門委員)

松井座長、浅見専門委員、香山専門委員、
荻田専門委員、宮川専門委員、吉永専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、中山評価第一課長、入江評価調整官、
磯崎課長補佐、黒野係員、松崎技術参与

5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

資料1-4 鉛ワーキンググループの設置について(平成31年4月23日食品安全委員会決定)

資料2 2019年度食品安全委員会運営計画

参考資料 鉛に関する食品健康影響について～鉛ワーキンググループによる一次報告の概要～

6. 議事内容

○磯崎課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回「鉛ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は御多忙のところ、御出席いただきまことにありがとうございます。

座長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、食品安全委員会委員長の佐藤より、御挨拶させていただきます。

○佐藤委員長 おはようございます。座ったままで失礼して、挨拶させていただきます。

このたびは、食品安全委員会の委員長として、先生方を鉛ワーキンググループに所属する専門委員として指名させていただきました。お忙しい中、御快諾をいただき、どうもありがとうございました。

鉛ワーキンググループは、4月23日付で食品安全委員会、我々はいわゆる親委員会と申しておりますけれども、親委員会の直下に設置したワーキンググループとなり、計6名の専門委員の先生方に鉛のリスク評価をお願いするものとなります。食品安全委員会のワーキンググループあるいは調査会としては、6名というのは極めて少ない数でございますが、少数精鋭ということでよろしく願いしたいと思っております。

御存じの先生方も多いと思われませんが、鉛については過去に、その当時は「化学物質・汚染物質専門調査会」のもとだったと思うのですけれども、鉛ワーキンググループにおいて調査審議が行われ、平成24年に一次報告が取りまとめられました。

この一次報告では、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度が設定されたわけですが、いわゆるバイオロジカルモニタリングの観点から、そういうことが行われたのですけれども、その血中鉛濃度と鉛摂取量との関係を示す知見、いわゆる代謝モデルの適当なものが見つからなくて、その知見が不十分であることから、耐容摂取量、TDIの設定には至っておりません。継続審議となっております。

その後、食品安全委員会では、調査事業等を活用して新たな知見、情報を収集いたしましたので、その知見も踏まえて、改めて評価を行うことといたしました。

先生方には、これまでの知識、御経験を生かしていただいて、積極的に御審議をお願いしたいと考えてございます。

専門調査会やワーキンググループの審議については、原則公開となっております。きょうは、傍聴者の方がそれほどいらっしゃらないようですが、審議の透明性に関する国民のニーズに応えるという食品安全委員会の基本的な姿勢に基づいているわけです。傍聴者の方々には、先生方の貴重な経験に基づく科学的な議論を聞いていただくことができるというふうにも考えられております。

専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく御尽力いただけますよう、重ねてお願い申し上げて挨拶とし

たいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○磯崎課長補佐 ありがとうございます。

次に、配付資料を確認させていただきます。

本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに、資料1-1から資料2までの5点。それから、参考資料の計6点でございます。

不足の資料等はありませんでしょうか。

それでは、傍聴の方におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

(カメラ撮り終了)

○磯崎課長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事「(1) 専門委員紹介」でございます。お手元の専門委員名簿をごらんください。お名前を五十音順に、私から御紹介させていただきます。

浅見真理専門委員です。

香山不二雄専門委員です。

荻田香苗専門委員です。

松井徹専門委員です。

宮川宗之専門委員です。

吉永淳専門委員です。

また、食品安全委員会から、本ワーキンググループの担当委員である佐藤委員長、川西委員に御出席いただいております。

最後に、事務局を紹介いたします。

川島事務局長でございます。

小平事務局次長でございます。

中山評価第一課長でございます。

入江評価調整官でございます。

黒野係員でございます。

松崎技術参与でございます。

私、評価第一課課長補佐の磯崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、議事「(2) ワーキンググループの運営等について」に移らせていただきます。

資料1-1から資料1-4について、簡単に御説明させていただきます。

資料1-1「食品安全委員会専門調査会等運営規程」をお手元に御準備ください。

ワーキンググループに関する規定は、2ページ目の第6条でございます。「委員長は、特定の分野について集中的に審議を行う必要があると認めるときは、委員会に諮って委員会にワーキンググループを置くことができる」とされております。本規定に基づき、本ワーキンググループは設置されております。

運営につきましては、同第3項にございますとおり、専門調査会に関する規定をワーキンググループにも準用するものとされております。具体的には、1ページ目の第2条の2

から5、第3条から第5条の規定を準用することになっております。

続きまして、資料1-2をお手元に御準備ください。

こちらは、「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございますが、中立公正な評価の確保の観点から、委員会等における調査審議の方法等を定めたものでございます。2の(1)に、委員等が以下の①から⑥に掲げる事項に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする。ただし、当該委員等の有する科学的知見が調査審議に不可欠であると認める場合は、当該調査審議に参加させることができるとされております。

2ページ目の(2)で、委員等に任命された日から起算して過去3年間において、先ほどごらんいただきました①から⑥への該当性の有無を記載した確認書を、初めて開催される委員会等の開催日の1週間前までに提出いただくこととされております。

また、(3)にございますように、任命された日以降に提出いただいた確認書に変更があり、①から⑥に該当する場合は、その旨を記載した確認書を提出いただくこととされております。確認書に関しましては、開催する委員会等の都度、記載された事項の確認を行わせていただくこととなっております。その確認の結果、①から⑤のいずれかに該当することが明らかになった場合は、関連議事に関する調査審議等が行われている間、当該確認に係る委員等を会場から退席させるものとなっております。ただし、当該委員等の有する科学的知見が調査審議に不可欠と認める場合は、その旨を宣言した上で、調査審議に参加させるものとしてしております。

今回、本ワーキンググループの開催に先立ちまして、確認書を御提出いただいておりますので、後ほど、本規定に基づく確認を行わせていただきたいと思います。

次に、資料1-4「鉛ワーキンググループの設置について」をごらんください。

本ワーキンググループの設置の趣旨は1に記載しておりますとおり、鉛につきましては、清涼飲料水の規格基準の改正及び器具又は容器包装の規格の改正に関して、それぞれ厚生労働省から食品健康影響評価が求められております。

また、食品安全委員会において、個別の規格基準の改正に関して評価を行うに当たり、食品全体を対象とした鉛のリスク評価を「自ら評価」として行うことが決定されております。これを受けて平成20年にワーキンググループを設置して審議が行われ、平成24年に一次報告が取りまとめられておりますが、知見が不十分であるため継続審議とされており、その後、調査事業等を活用して新たな知見の収集を行ってまいりました。

今般、当該知見を踏まえた調査審議を行うため、本年4月23日に、食品安全委員会のもとに本ワーキンググループを設置することとなりました。

2にございますように、本ワーキンググループの所掌事務は、鉛の食品健康影響評価について調査審議を行うこととされております。

「3 構成及び運営」の(2)でございますが、ワーキンググループの座長は互選により選任するとされており、また、(4)にございますように、座長が座長代理を指名する

こととされております。これらの規定にのっとりまして、この後、議事（３）で、座長の互選と座長代理の指名を行っていただきます。

続きまして、先ほど御説明させていただいた資料１－２に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

本日の議事について、先生方から御提出いただきました、資料１－３にございます確認書を確認いたしましたところ、資料１－２の委員会決定の２の（１）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

確認書の記載内容に変更はございませんでしょうか。

（委員首肯）

○磯崎課長補佐 それでは、ただいま御説明しました内容について、御確認、御留意いただきまして、専門委員をお務めいただきたいと存じます。

次に、議事（３）の本ワーキンググループの座長の選出をお願いしたいと思います。座長の推薦がございましたら、よろしくをお願いいたします。

○浅見専門委員 私から甚だ恐縮ではございますけれども、これまでの長い御経験と深い知見をお持ちで、直近では六価クロムのリスク評価にも携わられました松井先生にお願いできればと存じますけれども、いかがでしょうか。

○磯崎課長補佐 ありがとうございます。

ただいま、浅見専門委員から、松井専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。御賛同される方は、拍手をいただければと思います。

（拍手起こる）

○磯崎課長補佐 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に松井専門委員が選出されました。

それでは、松井専門委員には座長席にお移りいただきますとともに、一言御挨拶を頂戴できればと存じます。

（松井専門委員、座長席へ移動）

○松井座長 このたび、当ワーキンググループの座長を務めさせていただくことになりました松井でございます。どうぞよろしくお願い致します。

ワーキンググループの趣旨は、集中的に審議を行うということでございます。慎重にですが、かつスピーディーに議事を進行したいと考えております。皆様方の御協力をよろしくお願い致します。

○磯崎課長補佐 ありがとうございます。

次に、座長より、座長代理の指名をお願いいたします。

これ以降の議事の進行は、松井座長をお願いいたします。

○松井座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま、事務局から説明がありました座長代理の指名についてですが、座長代理として荻田専門委員にお務めいただくよう、私から指名させていただきたいと思いますが、い

かがでしょうか。

(拍手起こる)

○松井座長 ありがとうございます。

それでは、荻田座長代理からも、一言御挨拶をよろしくお願いします。

○荻田座長代理 このたびは、座長代理に御指名いただきまことにありがとうございます。鉛の食品健康影響評価は、非常に膨大なとても大変な作業になるかと思うのですけれども、先ほどの言葉にもありましたように、微力ではございますが、少数精鋭でできる限り尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松井座長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に入らせていただきます。

事務局から、議事（４）「2019年度食品安全委員会運営計画について」の御説明をよろしくお願いいたします。

○中山評価第一課長 説明させていただきます。右肩に資料２と書いたものをお手元に御準備いただきたいと思います。

食品安全委員会は、毎年度、運営計画を立てている状況でありまして、その内容について、各種調査会、ワーキンググループがありますけれども、その年度の最初のところで簡単に説明させていただくのが恒例になっておりまして、簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

運営計画をめくっていただきまして、1ページ目をごらんいただきますとおり、企画等専門調査会などの審議を行いまして、3月26日付の食品安全委員会で議論がされ決定されております。

2ページをごらんいただきますと、第1のところ、2019年度における委員会の運営の重点事項が挙げられております。食品安全委員会は、その（２）の①にありますとおり、食品健康影響評価の着実な実施が大きな使命でありますけれども、その中でも重点的に取り組むこととして、例えば、最近の法改正があったものとして、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度が導入されたことなどがありますことから、そういったものに対応して評価ガイドラインを作成するとか、あるいは農薬取締法の改正があつて農薬の再評価の制度ができ、そういったことに対応した取り組みも進めていくことなどを挙げております。

さらに、②のリスクコミュニケーションの戦略的な実施ですとか、あるいは研究・調査事業の活用といったところです。3ページの④では、海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化といった点を重点事項として挙げてございます。

その他、具体的な内容として各種挙げておりますが、1つを御紹介させていただきます。

4ページに、食品健康影響評価の実施の具体的な内容についていろいろ記載がされております。その中で、食品安全委員会は、リスク管理機関、厚生労働省などからの評価の依頼の諮問を受けて、それに対してリスク評価を行うことを通常は実施しているわけなので

すけれども、それに加えて、4ページの下に「3 『自ら評価』を行う案件の定期的な点検・検討及び実施」という項目がございますが、リスク管理機関からの諮問以外に「自ら評価」を行う、評価項目を定めて行うことも法律上規定されております。

その中で、5ページ目の一番上の「(2) 『自ら評価』の実施」に記載がありますとおり、平成30年度までに選定された「自ら評価」案件の中で、次に掲げるものということで、①の中に「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」を（平成19年度決定）ということで、「自ら評価」案件としております。これが先ほども説明があったとおり、平成24年に一次報告がまとめられているわけですが、調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行うこととしておりまして、今回、ここにお集まりいただきワーキングで御議論いただくというのは、この部分に相当するということを御紹介させていただければと思っております。

その他、具体的な内容についてその後にまとめておりますが、ここについては省略させていただきます。

以上です。

○松井座長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に入らせていただきます。

議事（5）「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

○磯崎課長補佐 今後の進め方でございますが、鉛の評価を行うに当たり、各御担当分野の先生方に、調査事業等で新たに収集した文献のうち、評価に必要な文献の選定について御相談をさせていただきたいと思っております。

文献の選定後、事務局で評価書案を作成し、次回以降のワーキングの場で御審議いただくという流れで進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

○松井座長 以上で、第1回「鉛ワーキンググループ」を閉会いたします。

どうもありがとうございました。